

○総務省告示第二百一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和五年六月一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

変 更 後					変 更 前				
第2 周波数割当表 [1～7 略]					第2 周波数割当表 [1～7 同左]				
周波数割当表					周波数割当表				
[第1表 略]					[第1表 同左]				
第2表 27.5MHz - 10000MHz					第2表 [同左]				
[略]	国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	465-	移動	簡易無線通信業 務用	アナログ方式への割当ては、別表7-1による。使用は、令和6年11月30日までに限る。 デジタル方式への割当ては、別表7-3による。		465-	移動	簡易無線通信業 務用	割当ては、別表7-1による。 使用は、令和6年11月30日までに限る。 。
	465.175					465.175			
	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	468.54375-	移動	簡易無線通信業 務用	アナログ方式への割当ては、別表7-1による。使用は、令和6年11月30日までに限る。 デジタル方式への割当ては、別表7-3による。		468.54375-	移動	簡易無線通信業 務用	割当ては、別表7-1による。 使用は、令和6年11月30日までに限る。 。
	468.875					468.875			
	J87					J87			
		気象衛星（宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用				気象衛星（宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	

		J86		
	[略]	[略]	[略]	[略]

[第3表 略]

[国内周波数分配の脚注 略]

[別表1-1～別表7-2 略]

別表7-3 400MHz帯簡易無線局の周波数表

351.03125MHz以上351.63125MHz以下の周波数であって、351.03125MHz及び351.03125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの、465.034375MHz以上465.153125MHz以下の周波数であって、465.034375MHz及び465.034375MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの、467MHz以上467.4MHz以下の周波数であって、467MHz及び467MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに468.796875MHz以上468.853125MHz以下の周波数であって、468.796875MHz及び468.796875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの

[別表7-4～別表11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

備考 表中 [] の記号は出典による

		J86		
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表 同左]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[別表1-1～別表7-2 同左]

別表7-3 400MHz帯簡易無線局の周波数表

351.16875MHz以上351.38125MHz以下の周波数であって、351.16875MHz及び351.16875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに467MHz以上467.4MHz以下の周波数であって、467MHz及び467MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの

[別表7-4～別表11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]